

南陽市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南陽市情報公開条例（平成9年条例第50号。以下「情報公開条例」という。）第11条の規定に基づき市政運営の一層の透明性を図り、市民の市政への理解と信頼に資するため、市長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 公表する内容は、市長交際費の支出に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、病気等の見舞いに係る支出で相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合その他情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないものとする。

(公表の方法)

第3条 公表は、毎月行うものとし、支出した月の翌月末日までに交際費支出状況（別記様式）を市のホームページに掲載するほか、総務課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、市長交際費の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附 則（平成28年4月1日告示第115号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

交際費支出状況（ 年 月分）

NO	支出月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額（円）
計				
年度累計				